

株式会社 サンエイト 行動計画（第5回）

社員が家庭と仕事を両立させ、働きやすく能力を十分に発揮できる雇用環境を整備する為、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 令和 7 年 1 2 月 1 日 ～ 令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日 までの 5 年間

2 内容

目標 1

所定外労働を削減するため、現在のノー残業デーを検証し、令和12年11月までの目標を設定する。

< 対策 >

- 令和 7 年 12 月～ 第4回計画期間の所定外労働時間の把握
- 令和 8 年 2 月～ 問題点の検証と改善点の検討、目標の設定
- 令和 9 年 3 月～ 社内報等で周知し、ノー残業デーの推進
- 令和10年 4 月～ 年 1 回の実施状況検証と周知

目標 2

社内の育児・介護休業制度に対する理解を深め、子育て中・家族の介護を希望する従業員が当制度を利用しやすく、また職場復帰しやすい環境をつくる。

< 対策 >

- 令和 7 年 12 月～ 第 4 回計画期間の問題点を検証
- 令和 8 年 2 月～ 制度を利用しやすい職場環境をつくる為、自社の制度を社内報等で示し理解を深める
- 令和 9 年 3 月～ 年 1 回程度、各部署へ資料を配布する

目標 3

年次有給休暇の取得目標値を前年平均日数プラス 1 日と定め周知する。

< 対策 >

- 令和 7 年 12 月～ 第 4 回計画期間の取得状況を把握する
- 令和 8 年 2 月～ 社内検討委員会又は取締役会で検証する
- 令和 9 年 4 月～ 当該休暇の本来の意義や計画的な取得の説明、検証結果と目標値(プラス 1)を周知する
- 令和10年 4 月～ 年 1 回の検証と周知

上記の(株)サンエイト行動計画は、次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項又は第 4 項の規定に基づき、島根労働局へ令和 7 年 11 月 26 日に提出した計画です。